

「淀川水系河川整備計画原案（平成19年8月28日）」に対する意見（案）（080311版）

各委員による修正文（案）

表題・意見提示の趣旨・意見

□「淀川水系河川整備計画原案に対する意見（案）080311 版」への修正文案 整理表 【表題・意見提示の趣旨・意見】

意見（案）080311 版の原文	綾委員	池野委員	岡田委員	川崎委員	河田委員
<p>表題 「淀川水系河川整備計画原案（平成19年8月28日）」に対する意見（案）（080311版）</p>	<p>修正 「淀川水系河川整備計画原案（平成19年8月28日）」に対する中間意見（案）（080311版）（意見1）</p>		<p>修正 「淀川水系河川整備計画原案（平成19年8月28日）」を修正（改善）するための意見 というようにすべきではないか?（意見2）</p>		
<p>[意見提示の趣旨] 淀川水系流域委員会（以下「委員会」と呼ぶ。）は、平成19年8月28日に近畿地方整備局（以下「整備局」と呼ぶ。）から提示された「淀川水系河川整備計画原案」（以下「原案」と呼ぶ。）について、意見を述べることを求められた。委員会は、17回（第57回～第73回）の委員会を開催し、整備局から説明を聞き、質疑応答を繰り返すなど審議を重ねてきた。 しかし、これまで整備局からなされた説明や、委員・住民からの質問に対する回答は、必ずしも委員が十分に納得できるものであったとは言えない。 また、「原案」は、これまで第1次、第2次の委員会で積み重ねてきた議論と、それを受けて平成16年5月8日に整備局が提示した「淀川水系河川整備計画基礎案」の基本的な考え方や基礎案を実施するための具体的施策を必ずしも踏まえたものとはなっておらず、そのため整備局と委員との間で議論がかみ合わないこともしばしばあった。 このように委員会の審議は決して十分に尽くされたとは言えないが、今後の「原案」に対する審議をできるだけ円滑に、かつ有意義に行い、より良い計画の策定に資するために、現時点における委員会の意見を提示することとした。</p>	<p>修正 [意見提示の趣旨] 淀川水系流域委員会（以下「委員会」と呼ぶ。）は平成19年8月28日に近畿地方整備局（以下「整備局」と呼ぶ。）から提示された「淀川水系河川整備計画原案」（以下「原案」と呼ぶ。）について意見を述べることを求められた。委員会は17回（第57回～第73回）の委員会を開催し、整備局から説明を聞き、質疑応答を繰り返すなど審議を重ねてきた。 5本中間意見は17回の委員会で議論された主要項目についてのみ、現時点での意見をまとめたものである。 ・これまで整備局からなされた説明や委員・住民からの質問に対する回答は必ずしも委員が十分に納得できるものであったとは言えない。 ・「原案」はこれまで第1次、第2次の委員会で積み重ねてきた議論と、それを受けて平成16年5月8日に整備局が提示した「淀川水系河川整備計画基礎案」の基本的な考え方や基礎案を実施するための具体的施策を必ずしも踏まえたものとはなっておらず、そのため整備局と委員との間で議論がかみ合わないこともしばしばあった。 6このように委員会の審議は決して十分に尽くされたとは言えないが、今後の「原案」に対する審議をできるだけ円滑に、かつ有意義に行い、より良い計画の策定に資するために現時点における委員会の意見を提示することとした。 なお、現時点で整備局による説明、委員間での意見交換、討議が十分行なわれたとはいえない原案記載事業が数多く残されている。しかし、それらの多くについて委員間で大きな争点となるものや修正意見を述べるべき事業は少ないものと考えている。（意見4）</p>	<p>修正 別途『前文』に修正（意見7）</p>	<p>修正 「原案の是非について争点とすべき重点的課題にのみ焦点を絞って述べる。」という趣旨の文言を趣旨説明のどこかに入れるべきであろう。（意見8）</p>	<p>修正 「これまで整備局からなされた説明や、委員・住民からの質問に対する回答は、現時点での調査データや計画数値を基に適切な回答がなされた部分と、現時点の計画の可能性を探れる部分があること判断できる。 この意見書は、治水・利水・環境、そして住民の立場から、より最適な整備計画をめざすために、各委員が、専門的な見地から具体的に実効性があり、効率的な案を提示することを目的として意見集約したものである。」（意見9）</p>	<p>修正 「このように委員会の審議は十分に尽くされたとは言えないが、専門家の意見を踏まえた河川事業者との協働作業によって、さらに望ましい河川整備計画策定に向けた努力をしなければならない。」（意見10）</p>
<p>[意見] 委員会は、以下に述べる内容を踏まえて「原案」を見直し、再提示されるよう求める。</p>	<p>修正 委員会は、以下に述べる内容を踏まえて「原案」を見直し、修正されることを求めます。（意見21）</p>	<p>修正 委員会は、以下の意見及び提言を答申する。（意見22）</p>		<p>修正 現時点で河川管理者が責任をもって実行できる計画案を客観的に記載することをねらいとした意見集約である。（意見23）</p>	<p>修正 「委員会は以下のような意見を併記するので、これらの意見を政策決定に十分反映するように求める。」とする。（意見24）</p>

河地委員	佐藤委員	佐野委員	澤井委員	寶委員	竹門委員	田中委員
				削除 「また、「原案」は、・・・議論がかみ合わないこともしばしばあった。」削除。(意見14)		
				修正 「当初12月に意見書を提出することを目途に議論を進めてきたが、予定よりも3ヶ月以上超過した。これまでの7ヶ月以上にわたる審議に基づき、ここに意見書を提出する次第である。」(意見15)		
		追加 ・河川管理者から提示されたスケジュール自体に問題があり(予算の数字が提示されたのが12月末であることなど)、委員会として十分な審議の時間を与えられなかったこと。(意見11) 「委員会の席上で論点にあげられた重点的課題についてのみ述べる」(意見12)	追加 ・「なお、より詳細な意見については、追って意見書として別途提出する予定である。」(意見13)			追加 ・・・しばしばあった。再度、議論の組み立てをはかり相方合意にむけて努力が必要である。 このように・・・(意見16)
	削除 委員会は、以下に述べる内容を踏まえて「原案」を見直し、再提示されるよう求める。→削除(意見25)		削除 「委員会は・・・求める。」→削除。(意見26)	削除 27『委員会は、・・・再提示されるよう求める。』→削除。(意見27)		

□「淀川水系河川整備計画原案に対する意見（案）080311 版」への修正文案 整理表 【表題・意見提示の趣旨・意見】

意見（案）080311 版の原文	千代延委員	中村委員	西野委員	久委員	深町委員	本多委員	水野委員	水山委員	村上委員
表題 「淀川水系河川整備計画原案（平成19年8月28日）」に対する意見（案）(080311 版)						修正 「淀川水系河川整備計画原案(平成19年8月28日)」に対する意見 Ver. 1(案)(意見3)			
<p>[意見提示の趣旨]</p> <p>淀川水系流域委員会（以下「委員会」と呼ぶ。）は、平成19年8月28日に近畿地方整備局（以下「整備局」と呼ぶ。）から提示された「淀川水系河川整備計画原案」（以下「原案」と呼ぶ。）について、意見を述べることを求められた。委員会は、17回（第57回～第73回）の委員会を開催し、整備局から説明を聞き、質疑応答を繰り返すなど審議を重ねてきた。</p> <p>しかし、これまで整備局からなされた説明や、委員・住民からの質問に対する回答は、必ずしも委員が十分に納得できるものであったとは言えない。</p> <p>また、「原案」は、これまで第1次、第2次の委員会で積み重ねてきた議論と、それを受けて平成16年5月8日に整備局が提示した「淀川水系河川整備計画基礎案」の基本的な考え方や基礎案を実施するための具体的施策を必ずしも踏まえたものとはなっておらず、そのため整備局と委員との間で議論がかみ合わないこともしばしばあった。</p> <p>このように委員会の審議は決して十分に尽くされたとは言えないが、今後の「原案」に対する審議をできるだけ円滑に、かつ有意義に行い、より良い計画の策定に資するために、現時点における委員会の意見を提示することとした。</p>					修正 委員会において特に論点となった事項について、意見を集約することとした。（意見17）	修正 必ずしも委員が十分であったとは言えない。19 具体的施策に新たに加わったものがあり従来の委員会の提言の趣旨が十分反映しているとはいえなくなり、整備局と委員との間で議論がかみ合わないこともしばしばあった。（意見18）			
									追加 ・「これまでの河川管理者からの河川整備計画原案についての説明に対して、流域委員会としての意見を述べる」と記述するだけでよい。（意見20）
<p>[意見]</p> <p>委員会は、以下に述べる内容を踏まえて「原案」を見直し、再提示されるよう求める。</p>									
								削除 「原案」を見直されるように求める。・削除(意見29)	

1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想

□「淀川水系河川整備計画原案に対する意見（案）080311 版」への修正文案 整理表 【1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想】

意見（案）080311 版の原文	綾委員	池野委員	岡田委員	川崎委員	河田委員
1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想 ・整備局は「これまでの流域における社会活動、河川の整備や利用が淀川水系や我々自身の生活環境に与えてきた影響を真摯に受け止め、生態系が健全であってこそ、人は持続的に生存し、活動できるとの考え方のもと、これからの河川整備と管理の取り組みを転換しなければならぬ。」という基本的な考え方を示している。 しかし、ダム建設については、もっぱら治水・利水面からの検討が優先され、環境面は「配慮する」姿勢にとどまり、環境、治水、利水について総合的な検討を行う積極的姿勢が見られない。	修正 1. 健全な河川生態系を子孫に残す治水・利水事業の推進(意見 30) ・整備局は『これまでの流域における社会活動、河川の整備や利用が淀川水系や我々自身の生活環境に与えてきた影響を真摯に受け止め、生態系が健全であってこそ、人は持続的に生存し、活動できるとの考え方のもと、これからの河川整備と管理の取り組みを転換しなければならない。』という基本的な考え方を示しており、委員会も同意見である。 しかし、ダム建設についてはもっぱら治水・利水面からの検討が優先され、環境面は「配慮する」姿勢にとどまり、環境、治水、利水について総合的な検討を行う積極的姿勢が見られない。例えば、川上ダムの長寿命化容量確保の検討においてはもっぱらコスト面の比較検討にとどまり、環境への負荷の大小については考慮されていない。(意見 31)			修正 ・「しかし、ダム建設については、治水・利水については適切な検討がなされているが、環境面については、より向上する可能性をもつ視点があれば原案に盛り込むことを提案する。(箇条書きにて、環境専門委員の具体的な提案があれば記載する)」(意見 40)	修正 1. 治水、利水、環境のバランスのとれた施策(意見 45) ・このような考え方に立った場合、ダム建設においてどのように適用するかが問題となるが、その考察においては歴史的に治水が先行し、利水、環境がこれに続いて考慮されてきた経緯を無視するわけにはいかない。この事実は、安全、利用、環境という優先順位は変わらないことを意味している。さらに、定量的データの蓄積と解析方法に関しても、これら三者は同じレベルで議論できるまでに至っていない。このような背景から、検討に際してもいろいろな制約条件の存在を無視できない現実がある。(意見 42)
				追加 「近年、社会基盤の計画において、施設の長寿命化、コスト削減をめざすアセットマネジメンを考慮する視点は極めて重要である。これを実現可能な案として政策展開することを重要な視点として確認した。」(意見 41)	
		削除 基本的な考え方を示している。」まではそのまま。以下削除する。(意見 37)		削除 ・その他、ここに記載されている内容(管理者の姿勢に対する文章)はすべて消去。(意見 41)	
・また、川上ダムの長寿命化容量確保の検討においては、もっぱらコスト面の比較検討にとどまり、環境への負担については考慮されていない。	修正 ・また、整備局は河川環境の保全と再生に関する取り組みの前提として、『現状では河川における人為的改変や自然的攪乱に対する環境の応答が科学的に十分解明されておらず、影響予測が不確実な面もあります。』、さらに、『河川環境のために留意すべき事項が明らかになっているものもありますが、事業手法を検討するために必要な過去のデータが不足していることや、環境への影響を回避・低減するための計画や設計に関する知見の蓄積が十分でなく技術的に確立していない面もあります。』と認識しているにもかかわらず、個々のダム建設による環境への影響については「小さい」、あるいは「影響は回避、低減される」と結論づけている。(意見 33)	修正 ・原案に示された施策は河道や湖沼(琵琶湖)など水系全体に亘り、「河川環境の保全と再生に関する基本的な考え方」に基づき、従前の姿勢を変える第一歩を大きく踏み出したものと評価する。 37・ダムが環境に与える影響をいかに軽減するかは大きな課題である。環境への影響の軽減方策は一般論で論じられるものでない。従って課題解決のためダム毎に、軽減する具体的な方策を検討し、事業中から事業後のダムについて、継続的に監視し、意見を言う新しい組織の設立を提言する。(意見 37)			
・このように、「原案」に示された具体的な施策は、整備局が示した「河川環境の保全と再生に関する基本的な考え方」に基づいているとは認められない。	修正 ・このように、「原案」に示された具体的な施策の一部には「河川環境は、治水、利水対策を実施するにあたっての配慮事項」にすぎないという従来型発想の延長にある施策があり、整備局が示した「河川環境の保全と再生に関する基本的な考え方」との対応を十分に考慮した修正が必要である。(意見 34)				

□「淀川水系河川整備計画原案に対する意見（案）080311 版」への修正文案 整理表 【1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想】

意見（案）080311 版の原文	河地委員	佐藤委員	佐野委員	澤井委員	賢委員	竹門委員
<p>1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備局は「これまでの流域における社会活動、河川の整備や利用が淀川水系や我々自身の生活環境に与えてきた影響を真摯に受け止め、生態系が健全であってこそ、人は持続的に生存し、活動できるとの考えのもと、これからの河川整備と管理の取り組みを転換しなければならない。」という基本的な考え方を示している。 しかし、ダム建設については、もっぱら治水・利水面からの検討が優先され、環境面は「配慮する」姿勢にとどまり、環境、治水、利水について総合的な検討を行う積極的姿勢が見られない。 				<p>修正 タイトル「・・・発想」 → 「・・・発想への懸念」（意見 46） 「見られない」→ 「不足している」（意見 47）</p>	<p>修正 全面的に書き換える。または、削除する。（意見 50）</p>	<p>修正 ・しかし、原案では、治水、利水の計画に際して、環境を「配慮する」姿勢にとどまっており、環境、治水、利水について総合的な検討を行う積極的姿勢が見られない。 ・「環境、治水、利水について総合的な検討を行う積極的姿勢が見られない。またそれを具体的に実施するための行動計画などが示されていない。」（意見 58）</p>
<ul style="list-style-type: none"> また、川上ダムの長寿命化容量確保の検討においては、もっぱらコスト面の比較検討にとどまり、環境への負担については考慮されていない。 				<p>修正 「考慮」→ 「言及」（意見 48）</p>	<p>修正 全面的に書き換える。または、削除する。（意見 51）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> このように、「原案」に示された具体的な施策は、整備局が示した「河川環境の保全と再生に関する基本的な考え方」に基づいているとは認められない。 					<p>修正 全面的に書き換える。または、削除する。（意見 52）</p>	
						<p>削除 ・この段落削除→下から 2 段落目に移動し修正。（意見 57）</p>

千代延委員	中村委員	西野委員	久委員	深町委員	本多委員	水野委員	水山委員	村上委員
					修正 しかし、ダム建設については、もっぱら治水・利水面からの検討が優先され、環境面は「配慮する」姿勢にとどまり、環境、治水、利水について総合的な検討を行う必要がある。(意見 63)			
								追加 しかし、琵琶湖の水位低下の環境影響軽減、河川の横断方向の連続性の回復、また特定の種の保護及び駆除については、具体的な施策が提案されているものの、河川の流下方向の連続性を阻害し、河川環境に最も甚大な影響を及ぼすダム建設については、もっぱら・・・(意見 73)
								削除 (移動) 「また、川上ダムの」以下 2 行、ダム各論川上ダムの項へ移動。(意見 74)
					修正 ・また、川上ダムの長寿命化容量確保の検討においては、コスト面の比較検討がされているが、環境への負担については十分な検討・考慮が必要である。(意見 64)			
追加 「・・・考慮されていない。」後に「しかも、コスト面の検討も代替案が少ないため不十分である。」を追加。(意見 61)								
					修正 ・「原案」に示された具体的な施策は、整備局が示した「河川環境の保全と再生に関する基本的な考え方」をさらに検討し住民理解を得られるものにしていく必要がある。(意見 65)			

□「淀川水系河川整備計画原案に対する意見（案）080311 版」への修正文案 整理表 【1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想】

意見（案）080311 版の原文	綾委員	池野委員	岡田委員	川崎委員	河田委員
<p>・また、整備局は、河川環境の保全と再生に関する取り組みの前提として、「現状では、河川における人為的改変や自然的攪乱に対する環境の応答が科学的に十分解明されておらず、影響予測が不確実な面もあります。」、さらに、「河川環境のために留意すべき事項が明らかになっているものもありますが、事業手法を検討するために必要な過去のデータが不足していることや、環境への影響を回避・低減するための計画や設計に関する知見の蓄積が十分でなく技術的に確立していない面もあります。」と認識しているにもかかわらず、個々のダム建設による環境への影響については、「小さい」、あるいは「影響は回避、低減される」と結論づけている。</p>					<p>修正 「・・・と認識している。不十分な環境情報のもとで、環境の専門家としての明確な方針の提示が求められている。しかし、必ずしも意見が一致していない状況で、最大公約数的な意見は、いずれも致命的な環境悪化にはならないと指摘されている。」(意見43)</p>
<p>・これらの事例に見られるように、「原案」は、「河川環境は、治水、利水対策を実施するにあたっての配慮事項」にすぎないという従来型発想から一歩も出ていない。</p>	<p>修正 削除(意見 35)</p>			<p>修正 ・「河川環境は、・・・従来型発想から一歩もでていない」 →「治水、利水、環境がそれぞれに大切であり、目的として位置づけられるが、実際に政策を行う上で、人命優先と移転など住民社会の状況を踏まえて、治水にウエイトがあることは、過去の政策経緯、技術的経緯からも明らかである。今後、環境面への影響効果を考慮することも重要であり、つぎの視点から評価を行うことを指摘する」(簡条書きにて、環境専門委員の具体的提案があれば記載する)」(意見 40)</p>	<p>修正 ・これらの事例では、従来の治水最優先の議論からの発想ではなく、利水や環境の課題を計画当初から同じレベルで議論するという総合的なアプローチのもとで、流域の厚生水準を最大にする努力が必要である。(意見 44)</p>
<p>・かけがえのない琵琶湖・淀川水系の環境の保全と再生のために、これまでの河川整備が与えてきた河川環境への影響を真摯に受け止め、治水・利水の考え方を根本的に転換するという姿勢で「原案」を見直すことを求める。</p>	<p>修正 ・かけがえのない琵琶湖・淀川水系の環境の保全と再生のために、これまでの河川整備が与えてきた河川環境への影響を真摯に受け止め、治水・利水の考え方を根本的に転換するという姿勢で「原案」を修正することを求める。(意見 36)</p>		<p>修正 「治水・利水の考え方を根本的に転換するという姿勢で」の箇所を、「整備計画の期間に、治水・利水の考え方を根本的に転換する姿勢と、PDCA プロセスを活用した順応的・戦略的な手順を明示して」に修正。(意見 38)</p>		
<p>・追加記述</p>					

河地委員	佐藤委員	佐野委員	澤井委員	寶委員	竹門委員	田中委員
				修正 全面的に書き換える。または、削除する。(意見 53)		
				追加 単純に結論づけるのではなく、近隣の比較的新しいダム(比奈知、日吉、姉川ダムなど)の環境影響評価によれば、今のところ、甚大な影響の報告がないので、事業中のダムについて継続を中止する積極的な理由は見あたらない、など説得力のある記述を原案に加えるべきである。(意見 53)		
			修正 「一歩も出ていない」→「脱却できていない」(意見 49)	修正 全面的に書き換える。または、削除する。(意見 54)	修正 ・これらの事例に見られるように、「原案」に示された具体的な施策には、整備局が示した「河川環境と・・・」が反映されていない。(意見 57) ・環境についての具体的な整備内容は、いずれも環境側から検討されている項目に限定されており、ダム、遊水池、堤防、引き堤、掘削などの基盤整備に反映されていない。(意見 60)	
					修正 ・これまでの河川整備が与えてきた河川環境への影響を真摯に受け止め、かけがえのない琵琶湖・淀川水系の環境を改善するために必要な対策を体系的・総合的に示していただきたい。そのために、治水・利水の考え方を根本的に転換する姿勢で「原案」を見直すことを求める。(意見 59)	

□「淀川水系河川整備計画原案に対する意見（案）080311 版」への修正文案 整理表 【1. 治水・利水「優先」、河川環境「配慮」的発想】

意見（案）080311 版の原文	千代延委員	中村委員	西野委員	久委員	深町委員	本多委員	水野委員	水山委員	村上委員
<p>・また、整備局は、河川環境の保全と再生に関する取り組みの前提として、「現状では、河川における人為的改変や自然的攪乱に対する環境の応答が科学的に十分解明されておらず、影響予測が不確実な面もあります。」、さらに、「河川環境のために留意すべき事項が明らかになっているものもありますが、事業手法を検討するために必要な過去のデータが不足していることや、環境への影響を回避・低減するための計画や設計に関する知見の蓄積が十分でなく技術的に確立していない面もあります。」と認識しているにもかかわらず、個々のダム建設による環境への影響については、「小さい」、あるいは「影響は回避、低減される」と結論づけている。</p>						<p>修正 環境への影響を回避・低減するための計画や設計に関する知見の蓄積が十分でなく技術的に確立していない面もあります。」と認識しているのだから、慎重な取り組みが求められる。河川環境に関わる問題は、社会環境、人と川の関わりあう環境、川の自然環境の視点から整理し代替案を住民・委員会とともに考える必要がある。(意見 66)</p>		<p>修正 ・ダム建設にあたって、環境への影響をできるだけ小さくするような施策を求める。(意見 71)</p>	<p>修正 ・あらゆる人為的干渉は、河川の本来の姿を損ねるものであることを前提とし、河川の開発は、当面の間、人間の文化的生活の維持のためやむを得ない場合のみ、最大の環境配慮を払った後、承認されるとの原則に立つべきである。(意見 76)</p>
<p>・これらの事例に見られるように、「原案」は、「河川環境は、治水、利水対策を実施するにあたっての配慮事項」にすぎないという従来型発想から一步も出ていない。</p>						<p>修正 ・これらの事例に見られるように、「原案」は、「河川環境は、治水、利水対策を実施するにあたっての配慮事項」であるものを、優先的解決事項にすることが求められる。(意見 67)</p>			
<p>・かけがえのない琵琶湖・淀川水系の環境の保全と再生のために、これまでの河川整備が与えてきた河川環境への影響を真摯に受け止め、治水・利水の考え方を根本的に転換するという姿勢で「原案」を見直すことを求める。</p>						<p>修正 ・かけがえのない琵琶湖・淀川水系の環境の保全と再生のために、これまでの河川整備が与えてきた河川環境への影響を真摯に受け止め、治水・利水の考え方を根本的に転換するという姿勢で「原案」を今までも増して見直すことが求められる。(意見 68)</p>			
<p>・追加記述</p>									
					<p>追加 治水・利水面のみならず、環境面を検討するための科学的データや知見の集約、蓄積に努め、これらを実際に整備計画に活かす仕組みをつくる必要がある。また、代替案を提示し、治水・利水・環境も含めた総合的な観点からの検討を行う中で具体的な整備計画を提示することが求められる。(意見 62)</p>		<p>追加 ・狭窄部を生かした自然地形の利用、浸水危険性の高い地域の氾濫原の再生など、自然と調和する減災技術を開発・推進し、予防原則のもとで積極的に世界的にも貴重な琵琶湖・淀川水系の生物多様性を保全する計画を示すべき。 70・例えば、「琵琶湖湖岸で魚類の産卵状況を市民の協力を得てモニタリングを行い、それを琵琶湖の水位調整に反映させる」などのような、生態系や環境に配慮した「順応的管理」の手法を淀川水系全域で市民と共に開発・導入・実施すべき。(意見 69)</p>		

2. 堤防決壊から住民の生命を守れない洪水対策

□「淀川水系河川整備計画原案に対する意見（案）080311 版」への修正文案 整理表 【2. 堤防決壊から住民の生命を守れない洪水対策】

意見（案）080311 版の原文	綾委員	池野委員	岡田委員	川崎委員	河田委員
2. 堤防決壊から住民の生命を守れない洪水対策	<p>修正 堤防決壊から住民の生命を守る洪水対策の推進(意見 77)</p>	<p>修正 下記に全面修正する。</p> <p>2. 治水について</p> <ul style="list-style-type: none"> 流域の人口、資産の集積を見るとき、現状の治水安全度は低いと言わざるを得ない。 		<p>修正 (恣意的なタイトルは避ける) →「2. 大規模洪水対策についての提案事項」(意見 84)</p>	<p>修正 「2. マルチ・ハザード対応型の洪水対策への転換」とする。(意見 88)</p>
<p>・淀川、宇治川、木津川、そして桂川に様々な規模の洪水が発生した場合、「多くの住民の生命を奪う堤防決壊の危険性は減少するのか」という観点から、「現状」と「原案に示された洪水対策メニューが整備された後」とを比較すると、整備局が提示したシミュレーション結果では、現状と整備後とで堤防決壊の危険性はほとんど変わらない。</p>	<p>追加 「・・・減少するのかという観点から、」「・・・とを比較すると、」の「、」を削除(意見 78)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 水系全体としてバランスを保ちながら、原案が対象とする約30年間で、戦後最大降雨に対応するまで治水安全度を向上させることは、現在の国力からして広く納得を得られるものであり評価する。 同時に気候変動の幅が増しつつあることにも鑑み、いかなる洪水に対しても被害の軽減に努めることは河川管理者としても当然である。 特に堤防は防災構造物としてその安全性に十分な信頼性がなく、破堤による被害の甚大さについての認識は一致するところである。 委員会としては「現時点では越水しても破堤しにくい堤防の築造技術が確立しておらず、これを本格的に実施することは難しいものの、堤防は丈夫な方が良いのは当然であることから、築造工法の技術的な検討を早急に行ない、試験的にでも、効果が発揮できる工法の実施に努めるべきである。」と提言する。 	<p>修正 「現状と整備後とで堤防決壊の危険性は、特定の地域や局所的な事情や主観的リスクの違いは別として、ほとんど変わらない。」(意見 83)</p>		<p>修正 「堤防決壊の危険性はほとんど変わらない」の表現は間違っている。「堤防決壊の危険性は流量減少、流速や水位低下によってもたらされるのであり、それらの量がたとえ小さくても所要の効果を発揮できることは明らかである。」(意見 85)</p>
<p>・これは、「原案」で示された「戦後最大洪水を計画高水位（以下、「HWL（ハイウォーターレベル）」と呼ぶ。）以下で流下させる」及び「淀川本川においては、計画規模洪水をHWL以下で流下させる」という目標のもとに計画された河川改修やダム建設の対策が、いつどのような規模で発生するか分からない洪水から多くの住民の生命を守るという治水の根元的な使命を最優先で果たすことに寄与しないことを明らかにしている。</p>	<p>修正 「これは、」の「、」削除。</p> <p>「淀川本川においては、計画規模洪水をHWL以下で流下させる」という目標のもとに計画された河川改修やダム建設の対策ではいつどのような規模で発生するか分からない洪水に対しては堤防決壊の危険性を免れえず、住民の生命を守るという治水の根元的な使命を最優先で果たすことに寄与しないことを明らかにしている。(意見 79)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 堤防であれ、ダムであれ、施設の効果は一定限度がある。従って避難体制の整備、土地利用計画などを含めた流域対策の具体的施策の実行に早急に取り組むべきである。(意見 81) 		<p>修正 ・「これは・・・寄与しないことを明らかにしている」 →「これは、・・・ダム建設の対策が、現時点で、限定的ではあるが一定の治水効果を果たしている。さらに、近年の異常気象に伴う大規模洪水に対する危機が生じており、ダム建設以外の代替案（耐越水堤防）の技術開発や社会的防災政策（土地利用、避難システムなど）においても政策を進めることを原案に盛り込むことを求める。」(意見 84)</p>	<p>修正 次の文章に置き換える。「従来の治水対策の特徴を踏まえ、災害環境の変化に対応できる対策群の施行が必要となっている。すなわち、地球温暖化による豪雨発生による超過洪水に対応した越流対策、地震の発生による河川堤防の堤体の不同沈下、側方流動を阻止・軽減する液状化対策による堤防強化を進めるとともに、ダム建設、河道掘削、遊水地整備などの従来の対策を組み合わせ、激変する洪水発生環境に柔軟に対応できる治水システムを目指すことが必要である。」(意見 87)</p>
<p>・住民の生命を守ることを第一として、際限のない自然現象に対し、想定を越える洪水が生じても被害を最小限に食い止めるため、避難体制の整備、土地利用計画を含めた流域対策、とりわけ「越水しても急激に破堤しない耐越水堤防」への強化対策に予算を有効に使い、破堤による壊滅的な被害の回避・軽減を流域全体で最優先に取り組むという姿勢で「原案」を見直すことを求める。</p>	<p>修正 という姿勢で「原案」を修正することを求める。(意見 80)</p>		<p>修正 以下のように書き換える。 「住民の生命を守ることを第一として、…避難体制の整備、土地利用計画を含めた流域対策、…という姿勢を明示するとともに、それを実践するための行動計画やその目標や評価の仕方なども盛りこむことにより、「原案」を見直すことを求める。」(意見 82)</p>		<p>修正 「とりわけ・・・求める。」→「土地利用計画を含めた流域対策を進める必要がある。とくに超過洪水を対象とした外水氾濫対策や市街地の集中豪雨による内水氾濫対策については、その発生を予防することは不可能であり、減災の観点から被害を少なくする努力がこれまで以上に必要となっている。そのため、洪水流量低減のための治水施設（ダム、遊水地、地下河川など）、耐越水堤防の建設による外力の制御が必要であり、これと避難準備情報、避難勧告などの災害情報との組み合わせによって、人的被害の軽減はもとより、経済被害を小さくする努力が継続されなければならない。」(意見 86)</p>

□「淀川水系河川整備計画原案に対する意見（案）080311 版」への修正文案 整理表 【2. 堤防決壊から住民の生命を守れない洪水対策】

意見（案）080311 版の原文	河地委員	佐藤委員	佐野委員	澤井委員	寶委員	竹門委員
2. 堤防決壊から住民の生命を守れない洪水対策				修正 →「破堤による壊滅的な被害の回避・軽減の重要性」 (意見 93)	修正 意味が分からないので書き換える。「住民の生命・財産を守るための総合的な洪水対策」(以下に述べるように、この章全体を書き換える必要がある。)(意見 97)	
・淀川、宇治川、木津川、そして桂川に様々な規模の洪水が発生した場合、「多くの住民の生命を奪う堤防決壊の危険性は減少するのか」という観点から、「現状」と「原案に示された洪水対策メニューが整備された後」とを比較すると、整備局が提示したシミュレーション結果では、現状と整備後とで堤防決壊の危険性はほとんど変わらない。		追加 追加して、「従って河川整備と併せて堤防強化策をも講じるべきである」(意見 89)		修正 ・「・・・結果では、現状・・・」 →「結果では、流量は相当量軽減されるものの、水位低下はさほど大きくなく、現状・・・」(意見 90) ・「ほとんど」→「あまり」 (意見 91)	修正 以下のように修正すると良い。 「淀川、宇治川、木津川、そして桂川に様々な規模の洪水が発生した場合、「多くの住民の生命を奪う堤防決壊の危険性は減少するのか」という観点から、「現状」と「原案に示された洪水対策メニューが整備された後」とを比較すると、河川整備計画原案では、堤防補強を対策の第1に上げており、堤防決壊の危険性は流域全体として減少すると言える。整備後に、上中流を中心に広い範囲にわたって治水安全度が向上し、堤防にかかる負荷が軽減されるので堤防決壊の危険性はかなり低下すると評価できる。」(意見 96)	
・これは、「原案」で示された「戦後最大洪水を計画高水位（以下、「H W L」と呼ぶ。）以下で流下させる」及び「淀川本川においては、計画規模洪水をHWL以下で流下させる」という目標のもとに計画された河川改修やダム建設の対策が、いつどのような規模で発生するか分からない洪水から多くの住民の生命を守るという治水の根元的な使命を最優先で果たすことに寄与しないことを明らかにしている。				修正 「果たすことに寄与」→「果たすことに十分寄与」(意見 92)	削除 削除する。(意見 95)	
・住民の生命を守ることを第一として、際限のない自然現象に対し、想定を越える洪水が生じても被害を最小限に食い止めるため、避難体制の整備、土地利用計画を含めた流域対策、とりわけ「越水しても急激に破堤しない耐越水堤防」への強化対策に予算を有効に使い、破堤による壊滅的な被害の回避・軽減を流域全体で最優先に取り組むという姿勢で「原案」を見直すことを求める。					修正 「とりわけ「越水しても急激に破堤しない耐越水堤防」への強化対策に予算を有効に使い、破堤による壊滅的な被害の回避・軽減を流域全体で最優先に取り組むという姿勢で「原案」を見直すことを求める。」については、流域のどの河道区間をそのようにしてほしいのかを記述したかどうか。(意見 94)	

田中委員	千代延委員	中村委員	西野委員	久委員	深町委員	本多委員	水野委員	水山委員	村上委員
								修正 堤防の点検と補強技術の開発を急ぐべきであるが、現在十分な状態ではなく、時間がかかるようであるので、効果の明瞭な治水専用ダム(平時の河川環境にほとんど影響を与えず、局所的豪雨などに対してゲートを閉めて対応する。)を丹生、大戸川、川上ダムとして建設する。(意見 102)	
						修正 ・淀川、宇治川、木津川、そして桂川においていかなる洪水が発生した場合でも、(意見 98)			
						修正 ・これは、「原案」で示された「戦後最大洪水を計画高水位(以下、「HWL」と呼ぶ。)以下で流下させる」及び「淀川本川においては、計画規模洪水をHWL以下で流下させる」という目標のもとに計画された「原案」が、あらゆる洪水から多くの住民の生命を守るという治水の根元的な使命を最優先で果たすように更なる検討と住民理解を得ることが求められる。(意見 99)			
						修正 破堤による壊滅的な被害の回避・軽減を流域全体で最優先に取り組むという姿勢を「原案」に強調して反映することが必要である。(意見 100)			
							追加 ・「ハザードマップやシミュレーションの結果に基づく視点から、国・県・市町村の管轄権限の壁を超えて協議する社会システムを構築し、治水について国県市町村などの土地利用計画を調整し、危険地域の土地利用そのものの転換を促していく」ことを「行動計画:Action Plan」として、明確に「原案」に示すべき。(意見 101)		

3. 従来型水資源開発の継続、水需要管理の具体的施策の欠如

□「淀川水系河川整備計画原案に対する意見（案）080311 版」への修正文案 整理表

【3. 従来型水資源開発の継続、水需要管理の具体的施策の欠如】

意見（案）080311 版の原文	綾委員	池野委員	岡田委員	川崎委員	河田委員	河地委員	佐藤委員
3. 従来型水資源開発の継続、水需要管理の具体的施策の欠如	修正 水需要の抑制による節水型社会の推進(意見 103)			修正 (恣意的なタイトルは避ける) →「3. 水資源・需要の管理についての提案事項」(意見 109)			
・整備局は「人々が社会生活の中で多くの水を消費することは、河川の水量を減らし、生物の生息・生育環境に対して負荷を与えることにつながる。このため、関係機関と連携を図りながら水需要の抑制を図り、節水型社会を目指す。」という基本的な考え方を示している。	修正 整備局は「人々が社会生活の中で多くの水を消費することは、河川の水量を減らし、生物の生息・生育環境に対して負荷を与えることにつながる。このため、関係機関と連携を図りながら水需要の抑制を図り、節水型社会を目指す。利水の効率性のみならず自然流況を意識した水管理を目指す」という基本的な考え方を示しており、委員会も同意見である。(意見 104)						
・しかし、整備局には、川上ダムに係わる三重県伊賀水道事業の新規水資源開発や、丹生ダムに係わる異常渇水対策容量の確保について、水需要の抑制、水利権の見直しと用途間転用、異常渇水時の取水制限の強化、維持流量の削減等の施策を進め、できるだけダム等のハード施設の建設を抑制して、水需要管理を積極的に実施しようとする姿勢が見られない。	修正 しかし、原案には川上ダムに係わる三重県伊賀水道事業の新規水資源開発や丹生ダムに係わる異常渇水対策容量の確保の方法の調査・検討が記されており、水需要の抑制、水利権の見直しと用途間転用、異常渇水時の取水制限の強化、維持流量の削減等の施策を進め、水需要管理を積極的に実施することにより新たな利水や渇水への備えに対応し、生物の生息・生育環境に対する負荷を減少させるという考え方への修正を求める。(意見 105)	修正・削除 「2 段落目」以下を削除し、下記に修正 ・水需要の抑制、水利権の見直しと用途間転用、異常渇水時の取水制限の強化、維持流量の削減等の施策による水需要管理の実施には、過去の経緯・将来予測・経営戦略・費用負担など多くの関係者が複雑に絡んでおり、相互の信頼関係の樹立が不可欠である。水需要管理に関する具体論を議論するため、原案に示す「常設の利水者会議」等を早急に立ち上げるべきである。(意見 107)	修正 「従来の発想を転換して水需要管理に積極的に取り組むという姿勢をより明確化するとともに、そのための試行的実施モデル(社会実験)などの順応的・戦略的な手順を明示して、原案を修正すること」を求める。(意見 108)	修正 →「今後、川上ダムに係わる・・・実施しようとする方向性も重要である。これらの方向性を原案に記載するよう求める」(意見 109)	修正 「積極的に実施しようとする姿勢が見られない。」ではなく、つぎのように表現する。「の新しい方向性を見出す努力が必要である。水利用に関しては歴史的な経緯があり、必ずしも新しい利用環境に適した制度になっていないことなどを勘案して、次世代の合理的な水利用システムに関する提言などを関係者間でまとめる方向性が求められている。」(意見 110)		
・需要に応じて新たに水資源開発を行うという従来の発想を転換して水需要管理に積極的に取り組むという姿勢で「原案」を見直すことを求める。				修正 →「市町村における水需要の無駄のない利用のあり方について、各自治体が相互に協力できるよう、管理者も交えて検討する機会を設けることが重要である」(意見 109)			修正 →「水需要の拡大傾向を前提として水資源開発を行う従来型発想を転換して」(意見 111)
	削除 第3段落削除(意見 106)						追加 ・琵琶湖淀川水系の恩恵に思いをいたし、都市作りに水を活用すべきである。とりわけ水系の下流域である大阪での施策を求める。具体的には、御堂筋などでの「水の路」の社会実験、水都大阪実現への支援が上げられる。(意見 112)

佐野委員	澤井委員	寶委員	竹門委員	田中委員	千代延委員	中村委員	西野委員	久委員	深町委員	本多委員	水野委員	水山委員	村上委員
		修正 書き直すべき。修正文例 「従来型水資源開発から脱却し、水需要管理の 具体的施策を盛り込むこと」(意見 113)											
		追加 現実には、企業や一般家庭などにおいて節水はか なり実現されている。一方、人口移動により人口 が増えている地域もある。水需要の予測を時間的 な観点、地域的な観点から正確に行い、それに基 づいた適切な水需要の管理を目指してもらいた い。また、「節水型社会」は当然のことでありそ の概念は決して新しくない。むしろ、その代わり に「水に関して持続可能な社会を目指す」という ような表現に改めてほしい。(意見 114)											
		修正 この文章の一部を生かして、以下のよう に書き改める。 「・水需要の抑制、水利権の見直しと用途 間転用、異常渇水時の取水制限の強化、 維持流量の削減等の施策を進め、水需要 管理を積極的に実施し、水道事業の持続 可能性といった観点も踏まえ、流域全体 として、安全・安心で廉価な水を継続的 に供給できるような具体策を計画に書き 込むべきである。」 具体策を委員会として提案できるとさ らによい。(意見 115)								修正 ・整備局は、川上ダムに係わる三重 県伊賀水道事業の新規水資源開発 や、丹生ダムに係わる異常渇水対策 容量の確保について、水需要の抑制、 水利権の見直しと用途間転用、異常 渇水時の取水制限の強化、維持流量 の削減等の施策を進め、できるだけ ダム等のハード施設の建設を抑制し て、水需要管理を積極的に実施しよ うとする姿勢が求められる。(意見 118)			
										修正 ・需要に応じて新たに水資源開発 を行うという従来の発想を転換 して流域全体、自治体や地域、事 業者や家庭・個人の多様な水需要 管理の検討をすすめ積極的な取 り組みを「原案」に反映させるこ とが求められる。(意見 119)			
									追加 水需要管理にお いては、地域ご との生活、その歴史 や文化を尊重し たきめ細やかな 対応が重要であ る。(意見 117)				
		削除 削除。(意見 116)											
												その他 水需要予測についてはより厳 密に再検討する。(意見 120)	

4. 個々のダムについて (1) 大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発

□「淀川水系河川整備計画原案に対する意見(案)080311版」への修正文案 整理表 【4. 個々のダム計画について (1) 大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発】

意見(案)080311版の原文	綾委員	池野委員	岡田委員	川崎委員	河田委員	河地委員	佐藤委員
4. 個々のダム計画について (1) 大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発 ・宇治川、淀川に対する洪水対策上の効果は計算誤差の範囲であり極めて小さい。また効果が発揮される洪水は、極めて限定的であり、淀川水系河川整備計画に位置づける必要性・緊急性は認められない。				修正 「計算誤差の範囲であり、極めて小さい・・・認められない」 →「このダムにおいては、実施段階でより効果的な治水効果への検討を継続することが必要である」(意見122)	修正 「計算誤差の範囲であり、・・・認められない。」 →「いずれの想定された降雨パターンに対しても有効であるが、とくに、大戸川ダムについては、治水を目的とした流水型ダムとして建設して、上下流バランスの視点から治水安全度を高める。」(意見124)		
	追加 冒頭に「大戸川ダムによる」を追加(意見121)。				追加 「一方、天ヶ瀬ダム再開発は下流への放流量を多くするものであり、下流の宇治市の安全確保のためには十分な流下能力の確保が必要であり、その整備手順についてはより慎重な取り扱いが求められる。」(意見123)		
	削除 ・「計算誤差の範囲であり」を削除(意見121)。 ・「・・・効果が発揮される洪水は、」の「、」削除(意見121)。						

佐野委員	澤井委員	寶委員	竹門委員	田中委員	千代延委員	中村委員	西野委員	久委員	深町委員
	<p>修正 ・「・・・限定的であり、淀川水系・・・認められない。」 →「・・・限定的であることから、ダムのみを頼ることなく、下流堤防の越水対策にも積極的に取り組む必要がある。」(意見 127)</p> <p>・「誤差」 → 「誤差と同程度」 (意見 128)</p> <p>・「極めて小さい」 → 「過大な期待をしてはならない」 (意見 128)</p>	<p>修正 「・・・位置づける必要性・緊急性は認められない。」 を以下のように修正する。 「・・・位置づけることは妥当である。」(意見 130)</p>		<p>修正 位置づける(必要性) →位置づける事は容認できない。 (意見 132)</p>					
					<p>追加 最後に下記文章追加。 「結果として、天ヶ瀬再開発本来の目的すら危うくしている。」 (意見 133)</p>				
	<p>削除 「極めて」 → 削除(意見 126)</p>								
<p>その他 「大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発」について、一まとめにして述べているが、もう少し議論の時間が与えられるならば、両者を切り離した記述が望ましいと感じる。 (意見 125)</p>		<p>その他 ・「効果が発揮される洪水は、極めて限定的であり」という記述は、どの区間のことを言っているのか、明示した方がよい。33 洪水それぞれに対して、各地点で最大どの程度の効果があり、どの地点で限定的であるのか。(意見 129)</p> <p>・「宇治川、淀川に対する洪水対策上の効果は計算誤差の範囲であり極めて小さい」という表現は情緒的に見える。定量的に記載した方がよい。(意見 131)</p>							

□「淀川水系河川整備計画原案に対する意見（案）080311 版」への修正文案 整理表 【4. 個々のダム計画について（1）大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発】

意見（案）080311 版の原文	本多委員	水野委員	水山委員	村上委員
<p>4. 個々のダム計画について (1) 大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発 ・宇治川、淀川に対する洪水対策上の効果は計算誤差の範囲であり極めて小さい。また効果が発揮される洪水は、極めて限定的であり、淀川水系河川整備計画に位置づける必要性・緊急性は認められない。</p>	<p>追加 下線部を追加。 「・・・必要性・緊急性は疑問であり、十分な説明があったとは認められない。」(意見 134)</p>			<p>追加 天ヶ瀬ダム再開発に伴う環境、景観に及ぼす影響調査は、不十分なままであり、委員会としては、調査項目や方法の選定も含め、地元住民と、再度協議することを勧める。(意見 137)</p>
			<p>削除 「洪水対策上の効果は計算誤差の範囲であり極めて小さい。また、効果が発揮される洪水は、極めて限定的であり、」を削除。 (意見 135)</p>	
			<p>その他 天ヶ瀬ダムの再開発は、琵琶湖周辺の洪水危険性を低減させるが、宇治市の負担が増加するので、宇治市への十分な説明と了承が必要である。(意見 136)</p>	

4. 個々のダムについて (2) 川上ダム

□「淀川水系河川整備計画原案に対する意見(案)080311版」への修正文案 整理表 【4. 個々のダム計画について (2) 川上ダム】

意見(案)080311版の原文	綾委員	池野委員	岡田委員	川崎委員	河田委員
4. 個々のダム計画について (2) 川上ダム					
・木津川下流、淀川に対する洪水対策上の効果は計算誤差の範囲であり極めて小さい。また、効果が発揮される洪水は、極めて限定的であり、淀川水系河川整備計画に位置づける必要性・緊急性は認められない。				修正 「計算誤差の範囲であり、極めて小さい・・・認められない」 →「このダムにおいては、実施段階でより効果的な治水効果への検討を継続することが必要である」(意見143)	修正 文章をつぎのように改める。 「・木津川下流、淀川に対する洪水対策上の効果は見出される。なお、新規水需要の確保の方法については、ダム以外の方法も含めて検討する。」(意見145)
	削除 ・「計算誤差の範囲であり」を削除。(意見138) ・「・・・効果が発揮される洪水は、」の「、」削除。(意見138)				
・三重県伊賀水道事業の新規水需要について、大阪市からの水融通(青蓮寺ダムからの導水)について利水者と調整する余地があるにもかかわらず、整備局による積極的な調整が行われたとは認められない。	修正 全文を以下に修正。 「・三重県伊賀水道事業の新規水需要について大阪市からの水融通(青蓮寺ダムからの導水)について利水者と調整する余地があると考えられるので、まず、整備局による積極的な調整が行われるべきである。(意見139)				
・ダムの長寿命化対策では、既存ダムの利水容量を活用する方策について、利水者と調整する余地があるにもかかわらず、整備局による積極的な調整が行われたとは認められない。	修正 全文を以下に修正。 「・ダムの長寿命化対策では既存ダムの利水容量を活用する方策について、利水者と調整する余地があると考えられるので、まず、整備局による積極的な調整が行われるべきである。」(意見140)	修正 全文を以下に修正。 「(長寿命化について) 川上ダムは、ダム群の活用により長寿命化という相乗効果が生み出せる恵まれた地理的条件にある。今後、経済的効果・代替案の検討・負担のあり方等のさらなる検討が必要であり、関係者の合意が得られれば有効な方策である。」(意見141)	修正 ・・・利水者以下を修正。 「利水者と調整する余地があるにもかかわらず、そのような主導的な政策的意思をもって整備局による積極的な調整が行われたとは認められない。また今後、整備計画の期間にそのような転換を図る順応的・戦略的な手順が示されていない。」(意見142)	修正 「ダムの長寿命化対策では、既存ダムの利水容量を活用する方策について、利水者間と検討する余地があり、今後の検討課題とする。」に修正。(意見144)	

□「淀川水系河川整備計画原案に対する意見（案）080311 版」への修正文案 整理表 【4. 個々のダム計画について（2）川上ダム】

意見（案）080311 版の原文	河地委員	佐藤委員	佐野委員	澤井委員	寶委員	竹門委員	田中委員
4. 個々のダム計画について （2）川上ダム							
・木津川下流、淀川に対する洪水対策上の効果は計算誤差の範囲であり極めて小さい。また、効果が発揮される洪水は、極めて限定的であり、淀川水系河川整備計画に位置づける必要性・緊急性は認められない。				修正 ・「誤差」→「誤差と同程度」（意見 146） ・「極めて小さい」→「過大な期待をしてはならない」（意見 146） ・「・・・限定的」以下を下記に修正。 「限定的であることから、ダムのみ reliant ことなく、下流堤防の越水対策にも積極的に取り組む必要がある。」（意見 148）	修正 以下に修正。 「・川上ダムは、上野遊水地を組み合わせての治水施策であり、木津川上流部、中流部で治水効果を発揮できる。 ・大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発とも組み合わせると、さらに下流部での流量低減、水位低下を期待することができるので、淀川水系河川整備計画に位置づけることは妥当である。」（意見 153）		修正 位置づける（必要性） →位置づける事は容認できない。（意見 155）
				追加 「また、上野遊水地の機能をより有効に発揮させるため、越流堤の構造についてさらに検討することが望まれる。」を追記。（意見 149）			
				削除 「極めて」→ 削除（意見 147）			
・三重県伊賀水道事業の新規水需要について、大阪市からの水融通（青蓮寺ダムからの導水）について利水者と調整する余地があるにもかかわらず、整備局による積極的な調整が行われたとは認められない。				修正 ・「あるにもかかわらず、」→「あり、」（意見 150） ・「行われたとは認められない」→「望まれる」（意見 151）	修正 削除、または以下に修正。 「・三重県伊賀水道事業の新規水需要について、川上ダムにより地域独自の恒久的な水源が確保される。安全・安心で廉価な水道水を安定的に供給する基盤を確立する必要がある。」（意見 154）		
・ダムの長寿命化対策では、既存ダムの利水容量を活用する方策について、利水者と調整する余地があるにもかかわらず、整備局による積極的な調整が行われたとは認められない。							
					削除 全て削除。（意見 152）		

千代延委員	中村委員	西野委員	久委員	深町委員	本多委員	水野委員	水山委員	村上委員
								追加 水質等の環境影響予測は、未だ満足なレベルに達しておらず、また希少種の保護対策も効果が保証されているわけではない。環境面からは、ダムの建設を容認することはできない。(意見 160)
					追加 下線部を追加。 「・・・必要性・緊急性は疑問であり、十分な説明があったとは認められない。」 (意見 156)			
						削除 「洪水対策上の効果は計算誤差の範囲であり極めて小さい。また、効果が発揮される洪水は、極めて限定的であり、」を削除。 (意見 159)		
					修正 以下に修正。 「三重県伊賀水道事業の新規水需要について、大阪市からの水融通（青蓮寺ダムからの導水）について利水者と調整する余地があり、整備局による積極的な調整により新たな進展や打開の可能性が秘められている。取り組み価値がみとねられる。」 (意見 157)			
					修正 以下に修正。 「ダムの長寿命化対策では、既存ダムの利水容量を活用する方策について、利水者と調整する余地がある。整備局による積極的な調整をおこなうことが求められる。」 (意見 158)			

4. 個々のダムについて (3) 丹生ダム

□「淀川水系河川整備計画原案に対する意見(案)080311版」への修正文案 整理表 【4. 個々のダム計画について (3) 丹生ダム】

意見(案)080311版の原文	綾委員	池野委員	岡田委員	川崎委員	河田委員	河地委員	佐藤委員	佐野委員	
4. 個々のダム計画について (3) 丹生ダム		修正 (3) 丹生ダム 異常洪水対策については、 地球規模の水危機等を念頭 に入れ、考え方そのものを 検討する必要がある。 (意見164)			修正 (3) 丹生ダム 文章をつぎのように改め る。 「・姉川・高時川に対する 洪水対策上の効果は見出 される。なお、異常洪水対 策容量の確保の方法につ いては、他の案も含めて検 討する。」(意見167)				
・異常洪水対策容量の確保について、対象 洪水規模を既往最大洪水(昭和14、15年 洪水)としていることは過大である。				削除 全て削除。(意見166)					
・また、「マイナス1.5m以下には水位低 下をさせない」という整備局の説明と、琵琶 湖総合開発事業における「異常洪水時にお ける琵琶湖利用最低水位マイナス1.5mから 補償対象水位マイナス2.0mまでの取り扱 い」との関連が不明確である。	削除 「・・・という整備局の説 明と、」の「、」削除。(意 見161)								
・仮に、既往最大洪水を対象とし、「マイ ナス1.5m以下に水位低下をさせない」と いうことを前提としても、取水制限と維持 流量の削減により対応できる可能性がある ことから、異常洪水対策容量の確保の必要 性は認められない。	修正 全文を以下に修正。 「・仮に、既往最大洪水を 対象とし、「マイナス1. 5m以下に水位低下をさ せない」ということを前提 としても、取水制限と維持 流量の削減による対応法 を検討する必要がある。」 (意見162)								
・整備局が、天井川である姉川・高時川 の堤防決壊対策について緊急性があると認 識しているのであれば、可及的速やかに 洪水対策の必要性・緊急性や環境影響等 の調査・検討を行い、具体的な整備計画 原案を提示することを求める。	修正 「具体的な整備計画原案」 を「施策案」に修正。 (意見163)		修正 ・・・可及的以下を修正。 「・・・可及的速やかに洪水 対策の必要性・緊急性や環 境影響等の調査・検討を行 い、事業(再)評価の方法 やPDCAプロセスなどを活 用した具体的な整備計画 原案を提示することを求 める。」(意見165)						
	削除 「・整備局が、」の「、」 を削除。(意見163)								

澤井委員	寶委員	竹門委員	田中委員	千代延委員	中村委員	西野委員	久委員	深町委員	本多委員	水野委員	水山委員	村上委員
												追加 ダム規模や運用の方法等 が明らかになっておらず、 環境面については具体的に 論議できない。(意見 175)
	修正 (第 1~3 段落) ・削除。「異常洪水対策容量」 の代わりに以下のような提 言を盛り込む。 「・今後、琵琶湖・淀川水 系において頻発しうる異常 流況(洪水のみならず大洪 水も)を勘案し、「異常流況 対策容量」を速やかに提案 され、地球温暖化影響への 対策(適応策)の先進的取 り組みとして位置づけられ たい。」 「近隣の姉川ダム、琵琶湖 から余呉湖への揚水なども 含めて、この地域の持続可 能で安定的な水資源環境を 実現する具体的な提案が必 要である。」(意見 169)					その他 「・異常洪水対策容量の確 保について、対象洪水規模 を既往最大洪水(昭和14, 15年洪水)としているこ とは過大である。」と書かれ ている根拠がよく分かりま せんでした。過大であると 断定するのであれば、その 論理的根拠を示す必要があ ります。(意見 171)			削除 全文を削除。(意見 172)			
									修正 下線部へ修正。 「・・・マイナス2.0m まで の取り扱い」との関連を明 確にすることが求められる。」(意見 173)			
									削除 「また、」を削除。(意見 173)			
									修正 下線部へ修正。 「・・・維持流量の削減に より対応できる可能性があ ることから、 <u>実施が可能と なる検討を進めることを求 める。</u> 」(意見 174)			
修正 「計画原案」→「計画案」 (意見 168)	修正 以下の修正文を提案。かつ 筆頭項目とすべき。 「・天井川である姉川・高 時川の洪水対策について緊 急性があるので、可及的速 やかに丹生ダムによる洪水 対策の必要性・緊急性、環 境影響等の調査・検討結果 をとりまとめ、具体的な整 備計画原案を提示すべきで ある。その際、姉川ダムと の統合操作、姉川ダム完成 による環境影響を参考にす る必要がある。」(意見 170)											

4. 個々のダムについて (4) ダム全般について

□「淀川水系河川整備計画原案に対する意見(案)080311版」への修正文案 整理表 【4. 個々のダム計画について (4) ダム全般について】

意見(案)080311版の原文	綾委員	池野委員	岡田委員	川崎委員	河田委員
4. 個々のダム計画について (4) ダム全般について		修正 全文を以下に修正。 (4) ダム全般について ・ 大きな流域面積を有する淀川流域では、各所に配置されたダム群による治水上の効果は大きく、有効である。基本方針でも想定流量のうち約30%はダム群などにより調節される。基本方針でも原案でも、個々のダムによる調節の積み重ねで目標を達成するのである。 ・ 整備計画期間内に実現可能な、ダムに替わる代替案はない。 ・ 全延長が完成しないと一連の効果が発揮されず、しかも施工途中では結果として未施工区間の安全度が低くなるかもしれない堤防強化に比して、ダムは完成すれば全川に亘り直ちに効果が発揮される。さらに原案に示されているダムは、地権者などの方々のご理解とご協力を得て、用地はほぼ確保されており、早期にその効果が発揮される。		修正 すべて削除し下記へ修正。 「予想できない大規模な洪水による壊滅的な被害を軽減すること、中規模以外の洪水にも堤防への負荷がかからない治水を行うための現実的な案としてダム建設がある。この流域委員会設立以来、6年の間も議論されてきたが、いまだ耐超水堤防技術の開発はまったく見通しがきかない状態である。また、この堤防は、環境的にも都市との関係(地下水、水辺形成)においても相当のリスクも想定される。 さらに、今回の計画原案に含まれるダム建設の課題は、社会的な政策の見直しを多くの年数をかけて行ってきたものであり、移転住民との議論も踏まえ、その治水への思いや決断を無視することはできず、社会的な実行性に対する責任を果たす時期にきている。河川管理者は、近々にも政策判断をする時期に来ており、委員会では、流域の全体の整備状況の実施段階を判断すると、今回の3つのダム整備は、下流流量の増分を低減し、これまでの河川護岸整備と合わせて一定の効果があることを確認した(この効果の影響力については治水上の検討が必要)。以上のことから、実施可能性を考慮して代替案による効果が検証できないことから、ダム建設を原案に位置づけることが妥当であることを確認した。ただし、実施に至るまで、治水効果の更なる向上について治水の専門家集団による検討、自然環境への低減、コスト低減(アセットマネジメント)が必要であることはもとより、代替案(耐越水堤防)検討の継続、流域の総合治水策を展開することを条件とする。」 (意見 183)	
・河川環境に与える影響や社会的影響から、ダムはできるだけ建設しない方がよい。しかしどうしても必要であるという場合には、他の施設にも増して徹底的な検討を行い、十分な説明責任を果たす必要があるということを、これまで整備局と委員会は共有してきた。	削除 「・・・社会的影響から、」「・・・必要であるという場合には、」「・・・必要があるということを、」の「、」削除。(意見 176)	・ 防災・減災は、堤防・河道・ダム・遊水地・排水機場・流域治水などいろいろな施設が、それぞれの特性を発揮し、全体として管理・統制がとれ、複合して始めて達成されるものである。全てを解決できる手法などない。 ・ 以上のことから ダム建設も含め総合的な治水対策を示す原案を評価する。 ・ ただ1でも述べたように環境への影響を小さくすることに最善を尽くすべきである。 (意見 180)	修正 「ダムを造らん・・・過ぎない。」 →「ダムがどうしても必要であることを説得的に説明するものにはなっていない。また環境への影響もダム建設を前提とした検討の域を出ていない。」(意見 181)	追加 「・・・整備局と委員会は共有してきた。」に続いて以下を追加。「個々のダム建設計画には歴史的経緯があり、地元住民の協力も評価して検討する必要がある。」 (意見 184)	
・しかし、原案に盛り込まれた大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発、川上ダム及び丹生ダム計画についての整備局の説明は、ダムを造らんがための数字のつじつま合わせであり、環境への影響もダム建設を前提とした検討に過ぎない。	修正 全文を以下に修正。 「・しかし、原案に盛り込まれた大戸川ダム、川上ダム及び丹生ダム計画についての整備局の説明は十分説得力あるものとは受け取れず、環境への影響もダム建設を前提とした検討であった。」 (意見 177)				
・また、整備局は、平成19年12月20日「淀川水系河川整備計画原案における各ダムの概算事業費とそれを踏まえた治水対策の進め方について」を提示したが、前述のように、いずれのダム計画についても現時点においては事業費(大幅な増額)に見合う顕著な効果が認められない。	削除 「・・・整備局は、」「・・・前述のように、」の「、」削除。 (意見 178)			削除 全て削除。(意見 184)	
・委員会は、現時点において、これらのダム建設の「実施」を淀川水系河川整備計画に位置づけることは認められない。	修正 全文を以下に修正。 「・委員会は現時点において大戸川ダム、川上ダム建設の「実施」を淀川水系河川整備計画に位置づけることは適切と認められない。」(意見 179)		修正 以下に修正。 「委員会は、委員各自の意見分布はあるものの、総体としては、現時点において、これらのダム建設の「実施」を原案のままで淀川水系河川整備計画に位置づけることは適切ではないと判断する。」(意見 182)		削除 全て削除。(意見 184)

河地委員	佐藤委員	佐野委員	澤井委員	寶委員	竹門委員	田中委員	千代延委員	中村委員
						追加 「・・・共有してきた。」の後に以下を追加。 「又、ダムによる負の影響は不可逆的な要素も含めダムがある限り続くのであり重大な課題である。」(意見 194)		
		修正 「ダムを造らんがための数字のつじつま合わせであり・・・」 →「ダム建設の必要性について十分説得的な内容になっておらず」 (意見 186)	修正 「ダムを・・・過ぎない」 →「治水・利水を優先し、環境への配慮が不十分である感をぬぐえない」 (意見 187)	修正 全文を以下に修正。(意見 191) 「・原案に盛り込まれた大戸川ダム、川上ダム及び丹生ダムは、以前から事業が進められていたものであり、地元住民との合意形成もなされており、環境への影響に十分配慮しつつ、ダム建設を推進すべきである。その際、近隣で最近建設されたダムの環境影響を参照することにより、影響を極力抑えるような、河川環境の整備と保全を効果的に実施できよう。」				
			削除 全て削除。(意見 189)	削除 全て削除。(意見 192)				
		修正 以下へ修正。 「委員会は、現時点において、・・・位置づけることは適切でないと判断する」 ただし、この結びの部分については、異なる意見を持つ委員の声を併記するなど、委員会の民主的な運営方針が反映されるような配慮が必要。(意見 185)	修正 以下へ修正。 「・環境への影響を極力小さくする観点からすれば、ダムには平常時は貯水しないのが望ましく、大戸川ダム、川上ダム、丹生ダムはいずれも治水専用とし、流水型のものであることが望まれる。」 (意見 188)	修正 以下へ修正。(意見 190) 「・委員会は、これらのダム建設の実施を淀川水系河川整備計画に位置づけることを評価する。河川環境の整備と保全に対して、これまで流域委員会とともに考えてきたこと、これまでの意見書において提言されたことを今後も真摯に受け止められ、一刻も早く安全・安心で持続可能な淀川水系の実現に向けて邁進されたい。」	修正 以下へ修正。 「・以上のように、現時点において、これらのダム建設の「実施」を淀川水系河川整備計画に位置づけることは了解しがたい。また、ダムはできるだけ建設しないという方針にしたがった場合、これまでダム建設を前提に進めてきた地元へのケア対策も含めて「原案」を見直すことを求める。」 (意見 193)			

□「淀川水系河川整備計画原案に対する意見（案）080311 版」への修正文案 整理表 【4. 個々のダム計画について（4）ダム全般について】

意見（案）080311 版の原文	西野委員	久委員	深町委員	本多委員	水野委員	水山委員	村上委員
4. 個々のダム計画について (4) ダム全般について						その他 温暖化に伴って集中的豪雨の発生頻度が高くなることが予想されているので、治水ダムを建設しておくことが望ましく、すでに調査、準備の進んでいる丹生、大戸、川上の各ダムを当初どおり進めるのがよい。 また、「ダムの効果はきわめて限定的」、「ダム建設を認めることはできない」という表現は、削除する。(意見 198)	
・河川環境に与える影響や社会的影響から、ダムはできるだけ建設しない方がよい。しかしどうしても必要であるという場合には、他の施設にも増して徹底的な検討を行い、十分な説明責任を果たす必要があるということを、これまで整備局と委員会は共有してきた。							
・しかし、原案に盛り込まれた大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発、川上ダム及び丹生ダム計画についての整備局の説明は、ダムを造らんがための数字のつじつま合わせであり、環境への影響もダム建設を前提とした検討に過ぎない。				修正 以下に修正。 「・しかし、原案に盛り込まれた大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発、川上ダム及び丹生ダム計画についての整備局の説明は、十分ではなく環境への影響は、十分な検討・説明を行い重要な課題であることから代替案の選択の余地を住民・委員会の意見聴取と反映にゆだねられるものとするのが求められる。また、余野川ダムについても今後、必要性が議論される場合には、以上と同様な内容が求められる。」(意見 196)			修正 「環境への影響～過ぎない。」 →「環境面についても、未だ十分な調査と検討を欠き、ダムの甚大かつ長期にわたる影響を議論するには至っていない。」(意見 199)
・また、整備局は、平成 19 年 12 月 20 日「淀川水系河川整備計画原案における各ダムの概算事業費とそれを踏まえた治水対策の進め方について」を提示したが、前述のように、いずれのダム計画についても現時点においては事業費（大幅な増額）に見合う顕著な効果が認められない。							
・委員会は、現時点において、これらのダム建設の「実施」を淀川水系河川整備計画に位置づけることは認められない。	修正 全文修正。 「これらのことから、委員会としては、現時点において、これらのダム建設の必要性については、合理的な妥当性がないと判断せざるをえない。」(意見 195)			修正 下線部へ修正。 「・・・位置づけることについて見直しと再考を求める。」 (意見 197)			

その他

□「淀川水系河川整備計画原案に対する意見（案）080311 版」への修正文案 整理表 【その他】

意見（案）080311 版の原文	綾委員	池野委員	岡田委員	川崎委員	河田委員	河地委員
※最後に追加する文章案および全体に関する意見等			<p>修正 「必要性・緊急性は認められない」→ 「必要性・緊急性は総合的に見て認められない」 局所的効果や立場の相違、リスクの認知の程度とその社会的合意などについて、異なる当事者で判断が分かれる可能性があることを考慮すべきであろう。（意見 202）</p>			
		<p>追加 ・豊かな川づくりや、治水安全度の一刻も早い向上のため、事業費の確保に努めることを要望する。（意見 200）</p>				<p>その他 本意見(案)は、「これは、委員長及び副委員長からの整備局へのエール(檄)である」との前置きの上、示された。本委員会は、整備局に対して檄文を送ることはもとより、[意見]にある『委員会は、以下に述べる内容を踏まえて「原案」を見直し、再提示されるよう求める。』のごとき指示や命令を発する権限や使命を付託されているとは理解していない。また、最終項にある『委員会は、現時点において、これらのダム建設の「実施」を淀川水系河川整備計画に位置づけることは認められない。』という、委員会がさも意志決定の権限を有するかのとき表現、内容に至っては、驕慢ともいえ、委員会を誤導するものであると考える。よって、本意見(案)は、指示書もしくは命令書の類であり、もとより意見書としての意味を失っているものと判断し、個々の内容について具体的な意見を述べることは差し控えたい。 204「淀川水系河川整備計画原案」全体に対する管見 本原案は、「淀川水系河川整備計画基本方針」に基づき、治水、利水、流水の正常な機能の維持、及び河川環境の整備と保全という観点から、淀川水系の川の河川システムを総合的に管理するための具体的な計画を示したものである。もとより、治水、利水、河川環境等の相克する複数の目的を有する多目的最適化問題においては、無数の非劣解(互いに劣ることのない実行可能解(妥協解))が存在する。本原案は、①淀川本川と支川間、上下流間の治水安全度の格差を緩和すること、②しばしば洪水による災害が発生している区域及び新たな水源を需求する地域については、特に、被害を軽減するための措置及び水需要を満たすための措置をそれぞれに講じること、③降雨事象の不確実性の増大に対してよりロバストで確実な方法で治水及び利水に対処すること、さらには④河川環境の整備という文脈においては積極的に良好な河川環境を形成し、河川環境の保全の立場からは、河川工事等が環境に与える影響を最小限度に抑えること、を意志決定者(整備局)の選好(見識)として得た一つの妥協解であると解される。今後検討するとした事項等については不明な点も残るが、本原案は、システム全体を俯瞰したとき、「淀川水系河川整備計画基本方針」の趣旨に適う概ね妥当な計画であると判断される。（意見 203）</p>

□「淀川水系河川整備計画原案に対する意見（案）080311 版」への修正文案 整理表 【その他】

意見（案）080311 版の原文	佐藤委員	佐野委員	澤井委員	寶委員	竹門委員	田中委員	千代延委員	中村委員	西野委員	久委員	深町委員
※最後に追加する文章案および全体に関する意見等											
			追加 5.その他 人と川の繋がり、利用面における計画については、原案は概ね満足できるものであり、積極的に推進されることを期待する。（意見 201）								

本多委員	水野委員	水山委員	村上委員
		修正 門前払いのような意見書になっている。整備計画原案の各章節に対して意見を記述するのが良い。 (意見 205)	